

容器保安規則関係例示基準集 改訂版（平成 25 年 9 月 6 日発行）新旧対照表

次のように改正（20140318 商局第 6 号 平成 26 年 3 月 31 日）されましたので、該当箇所についてご訂正ください。

（傍線部分は改正箇所）

○「容器保安規則の機能性基準の運用について」（20130409 商局第 4 号）

頁数等	新	旧												
(15)頁	容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）	容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）												
	1. ～4. （略）	1. ～4. （略）												
	5. （略）	5. （略）												
	別表第 1 （略）	別表第 1 （略）												
(17)頁	別表第 2（詳細基準の例示）	別表第 2（詳細基準の例示）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>機能性基準</th> <th>例示基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>別表第 1 第 1 項から第 3 項まで及び第 10 項に掲げるものの</td> <td>                     別添 1 「一般継目なし容器の技術基準の解釈」                      別添 2 「溶接容器の技術基準の解釈」                      別添 3 「超低温容器の技術基準の解釈」                      別添 4 「ろう付け容器の技術基準の解釈」                      別添 5 「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」                      別添 6 「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」                      別添 7 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」                      別添 8 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」                      別添 9 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」                      社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術                 </td> </tr> </tbody> </table>	項	機能性基準	例示基準	1	別表第 1 第 1 項から第 3 項まで及び第 10 項に掲げるものの	別添 1 「一般継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 2 「溶接容器の技術基準の解釈」 別添 3 「超低温容器の技術基準の解釈」 別添 4 「ろう付け容器の技術基準の解釈」 別添 5 「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」 別添 6 「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」 別添 7 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 8 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」 別添 9 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>機能性基準</th> <th>例示基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>別表第 1 第 1 項から第 3 項まで及び第 10 項に掲げるものの</td> <td>                     別添 1 「一般継目なし容器の技術基準の解釈」                      別添 2 「溶接容器の技術基準の解釈」                      別添 3 「超低温容器の技術基準の解釈」                      別添 4 「ろう付け容器の技術基準の解釈」                      別添 5 「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」                      別添 6 「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」                      別添 7 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」                      別添 8 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」                      別添 9 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」                      社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術                 </td> </tr> </tbody> </table>	項	機能性基準	例示基準	1	別表第 1 第 1 項から第 3 項まで及び第 10 項に掲げるものの	別添 1 「一般継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 2 「溶接容器の技術基準の解釈」 別添 3 「超低温容器の技術基準の解釈」 別添 4 「ろう付け容器の技術基準の解釈」 別添 5 「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」 別添 6 「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」 別添 7 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 8 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」 別添 9 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術
項	機能性基準	例示基準												
1	別表第 1 第 1 項から第 3 項まで及び第 10 項に掲げるものの	別添 1 「一般継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 2 「溶接容器の技術基準の解釈」 別添 3 「超低温容器の技術基準の解釈」 別添 4 「ろう付け容器の技術基準の解釈」 別添 5 「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」 別添 6 「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」 別添 7 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 8 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」 別添 9 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術												
項	機能性基準	例示基準												
1	別表第 1 第 1 項から第 3 項まで及び第 10 項に掲げるものの	別添 1 「一般継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 2 「溶接容器の技術基準の解釈」 別添 3 「超低温容器の技術基準の解釈」 別添 4 「ろう付け容器の技術基準の解釈」 別添 5 「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」 別添 6 「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」 別添 7 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 8 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」 別添 9 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術												

頁数等	新		旧	
(18)頁		<p>基準（JGA指-NGV06-01-99）」</p> <p>高圧ガス保安協会基準0121「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（2005）」</p> <p>財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（JARIS 001（2004）」</p> <p>注 第3条第1項第1号に規定するVH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するVH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあっては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であって、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。</p> <p>日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JIG A-T-S/12/04）」</p> <p><u>注 第3条第1項第1号に規定するTH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するTH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあっては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であって、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。</u></p> <p>社団法人日本ガス協会基準「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（JGA指-NGV07-05）」</p> <p>高圧ガス保安協会基準0128「70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（2010）」</p> <p>注 4.2に規定するVH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、4.2に規定するVH4容器</p>		<p>基準（JGA指-NGV06-01-99）」</p> <p>高圧ガス保安協会基準0121「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（2005）」</p> <p>財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（JARIS 001（2004）」</p> <p>注 第3条第1項第1号に規定するVH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するVH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあっては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であって、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。</p> <p>日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JIG A-T-S/12/04）」</p> <p>（新設）</p> <p>社団法人日本ガス協会基準「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（JGA指-NGV07-05）」</p> <p>高圧ガス保安協会基準0128「70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（2010）」</p> <p>注 4.2に規定するVH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、4.2に規定するVH4容器</p>

頁数等	新		旧	
		<p>のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。</p> <p><u>一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JPEC-S 0005）(2013)」</u></p>		<p>のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。</p> <p>(新設)</p>
2	別表第1第4項、第5項及び第11項に掲げるもの	<p>別添10「附属品の技術基準の解釈」</p> <p>財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準（JARIS 002）(2004)」</p> <p>注 第3条第4項第1号に規定する材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。</p> <p>日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用附属品の技術基準（JIGATS/13/04）」</p> <p><u>注 第3条第4項第1号に規定する材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。</u></p>	2	<p>別表第1第4項、第5項及び第11項に掲げるもの</p> <p>別添10「附属品の技術基準の解釈」</p> <p>財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準（JARIS 002）(2004)」</p> <p>注 第3条第4項第1号に規定する材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。</p> <p>日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用附属品の技術基準（JIGATS/13/04）」</p> <p>(新設)</p>
	3	(略)	3	(略)
	4	(略)	4	(略)
	備考 (略) 別添1～別添10 (略)		備考 (略) 別添1～別添10 (略)	

(注) 一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JPEC-S 0005）(2013)」については、同センターHP (<http://www.pecj.or.jp>) をご参照ください。